

## 公務員庁設置法案要綱

第一 公務員庁の設置並びに任務及び所掌事務等

### 一 設置

1 内閣府の外局として、公務員庁を設置するものとすること。

(第二条第一項関係)

2 公務員庁の長は、公務員庁長官（以下「長官」という。）とするものとすること。

(第二条第二項関係)

### 二 任務

1 公務員庁は、内閣府設置法第三条第一項の任務のうち、各行政機関がその職員について行う人事管理に関する事務の統一保持その他の公務の能率的な運営に関する事務を助けることを任務とするものとすること。

(第三条第一項関係)

2 1に定めるもののほか、公務員庁は、国家公務員の人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他の公務の能率的な運営に資する事務を総合的かつ一体的に遂行することを任務とするものとすること。

(第三条第二項関係)

3 公務員庁は、1の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとすること。

(第三条第三項関係)

### 三 所掌事務

1 公務員庁は、二の1の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどるものとすること。

(第四条第一項関係)

イ 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画に関する事項

ロ イに掲げるもののほか、公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

2 1に定めるもののほか、公務員庁は、二の2の任務を達成するため、次に掲げる事務（ホ及びヘに掲げる事務にあつては、他の機関の所掌に属するものを除く。）をつかさどるものとすること。

(第四条第二項関係)

イ 国家公務員の任免、分限、懲戒、服務及び退職管理に関する制度に関すること。

ロ 国家公務員の給与、勤務時間、休日及び休暇に関する制度に関すること。

ハ　国家公務員の人事評価に関する制度に関すること。

二　国家公務員の退職手当制度に関すること。

ホ　国家公務員の団体交渉及び団体協約に関すること。

ヘ　イからホに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること。

ト　行政機関の機構、定員並びに運営の改善及び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

チ　各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

リ　行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

ヌ　独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センターを含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。

ル　独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第

一条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。

ヲ 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

ワ 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

力 政令で定める文教研修施設において、国家公務員法第六十七條第一項の規定により内閣総理大臣が樹立する計画に基づく研修及び所掌事務に関する研修を行うこと。

#### 四 資料の提出要求等

長官は、公務員庁の所掌事務を遂行するためには必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができるものとすること。

（第五条関係）

## 一 退職手当審査会

1 別に法律で定めるところにより公務員庁に置かれる審議会等は、退職手当審査会とするものとすること。

(第六条第一項関係)

2 退職手当審査会については、国家公務員退職手当法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによるものとすること。

(第六条第二項関係)

### 第三 地方支分部局

#### 一 管区国家公務員局等

1 公務員庁に、地方支分部局として、管区国家公務員局を置くものとすること。

(第七条第一項関係)

2 1に定めるもののほか、当分の間、公務員庁に、地方支分部局として、沖縄国家公務員事務所を置くものとすること。

(第七条第二項関係)

3 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、公務員庁の所掌事務のうち、第一の三の2のイからへまでに掲げる事務を分掌するものとすること。

(第七条第三項関係)

4 内閣総理大臣は、3に定める事務のほか、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所に、公務員庁の所掌事務のうち、第一の三の2のトからヲまでに掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができるものとすること。  
（第七条第四項関係）

5 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、3及び4に定める事務のほか、国家公務員法第百三十一条第一号に掲げる人事公正委員会の事務のうち職員の苦情の相談に関するものを分掌し、当該事務については、人事公正委員会のみの指揮監督を受けるものとすること。  
（第七条第五項関係）

6 管区国家公務員局の名称、位置及び管轄区域並びに沖縄国家公務員事務所の位置及び管轄区域は政令で定めるものとし、これらの内部組織は内閣府令で定めるものとすること。

（第七条第六項及び第七項関係）

#### 第四 雜則

##### 一 官房及び局の数等

公務員庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とし、同項の規定に基づき公務員庁に置かれる官房及び局の数は、五以内とするものとすること。

（第八条関係）

## 第五 附則

### 一 施行期日

この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から施行するものとすること。

### 二 所掌事務の特例

公務員庁は、第一の二の1の任務を達成するため、第一の三の1に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、同本部の事務をつかさどるものとすること。

# 公務員庁設置法

## 目次

### 第一章 総則（第一条）

### 第二章 公務員庁の設置並びに任務及び所掌事務等

#### 第一節 公務員庁の設置（第二条）

#### 第二節 公務員庁の任務及び所掌事務等（第三条—第五条）

### 第三章 審議会等（第六条）

### 第四章 地方支分部局（第七条）

### 第五章 雜則（第八条）

### 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、公務員庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務

を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

## 第二章 公務員庁の設置並びに任務及び所掌事務等

### 第一節 公務員庁の設置

#### （設置）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、公務員庁を設置する。

2 公務員庁の長は、公務員庁長官（以下「長官」という。）とする。

#### 第二節 公務員庁の任務及び所掌事務等

#### （任務）

第三条 公務員庁は、内閣府設置法第三条第一項の任務のうち、各行政機関がその職員について行う人事管理に関する事務の統一保持その他の公務の能率的な運営に関する事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、公務員庁は、国家公務員の人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他の公務の能率的な運営に資する事務を総合的かつ一体的に遂行することを任務

とする。

3 公務員庁は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 公務員庁は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

2 前項に定めるもののほか、公務員庁は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第五号及び第六号に掲げる事務にあっては、他の機関の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 国家公務員の任免、分限、懲戒、服務及び退職管理に関する制度に関すること。

二 国家公務員の給与、勤務時間、休日及び休暇に関する制度に関すること。

三 国家公務員の人事評価に関する制度に関すること。

四　国家公務員の退職手当制度に関すること。

五　国家公務員の団体交渉及び団体協約に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること。

七　行政機関の機構、定員並びに運営の改善及び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

八　各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

九　行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

十　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法

人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立

大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）

及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。

十一　独立行政法人の新設、目的の変更その他當該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一

条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに

廃止に関する審査を行うこと。

十二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十三 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

十四 政令で定める文教研修施設において、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第六十七条第一項の規定により内閣総理大臣が樹立する計画に基づく研修及び所掌事務に関する研修を行うこと。  
(資料の提出要求等)

第五条 長官は、公務員庁の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

### 第三章 審議会等

(退職手当審査会)

第六条 別に法律で定めるところにより公務員庁に置かれる審議会等は、退職手当審査会とする。

2 退職手当審査会については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

#### 第四章 地方支分部局

##### （管区国家公務員局等）

第七条 公務員庁に、地方支分部局として、管区国家公務員局を置く。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、公務員庁に、地方支分部局として、沖縄国家公務員事務所を置く。

3 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、公務員庁の所掌事務のうち、第四条第二項第一号から

第六号までに掲げる事務を分掌する。

4 内閣総理大臣は、前項に定める事務のほか、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所に、公務員庁の所掌事務のうち、第四条第二項第七号から第十二号までに掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。

5 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、前二項に定める事務のほか、国家公務員法第百三十一

条第一号に掲げる事務のうち職員の苦情の相談に関するものを分掌し、当該事務については、人事公正委員会のみの指揮監督を受けるものとする。

6 管区国家公務員局の名称、位置及び管轄区域並びに沖縄国家公務員事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

7 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の内部組織は、内閣府令で定める。

## 第五章 雜則

### （官房及び局の数等）

第八条 公務員庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。

2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき公務員庁に置かれる官房及び局の数は、五以内とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から施行する。

(所掌事務の特例)

2 公務員庁は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）第二十条の規定に基づく事務をつかさどる。

## 理 由

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参考条文目次

一	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）	· · · · ·
二	国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）	· · · · ·
三	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）	· · · · ·
四	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）	· · · · ·
五	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	· · · · ·
六	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	· · · · ·
七	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）	· · · · ·
八	国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）	· · · · ·

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）

第十二条（略）

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要な政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要な事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六 内閣の重要な政策に関する情報の収集調査に関する事務
- 七 行政機関の幹部職員の任免に関する適切な実施の確保を図るために必要な企画及び立案並びに調整に関する事務

3・4 （略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）

（能率増進計画）

第六十七条 内閣総理大臣及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、次に掲げる事項について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

- 一 職員の研修に関する事項
- 二 職員の保健に関する事項
- 三 職員のレクリエーションに関する事項
- 四 職員の安全保持に関する事項
- 五 職員の厚生に関する事項

2 前項の計画の樹立及び実施に関する事務をつかさどる。

（所掌事務）

第一百三十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての不服申立てその他の職員の苦情の処理に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

二 第百四条及び第百五条の規定による職員の政治的行為の制限及び営利企業に関する制限に関する事務

三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第四条第一項の規定により交流基準を制定すること。

四 第百五十条に規定する事務

五 国家公務員倫理法第十一条の規定により国家公務員倫理審査会の所掌事務とされた事項に関する事務

六 第百四十六条の規定により関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）  
(退職手当審査会)

第十八条 公務員庁に、退職手当審査会を置く。

2 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に關し必要な事項については、政令で定める。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）  
(任務)

第三条 内閣府は、内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、人事行政の公正の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、公務の能率的な運営、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に關係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。  
(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。  
(庁の内部部局)

第五十三条 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもつてその所掌事務の全部を掌理させるものと定められている府のうち別に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内において、官房及び局を置くことができる。

3 前項の官房又は局には、特に必要がある場合には、部を置くことができる。

4 第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 庁、第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び第三項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

## ○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 （略）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

## ○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

(定義)

- 第二条** この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
- 2 (略)
- 3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4～8 (略)

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

(この章の目的)

- 第十三条** 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の組織及び運営については、この章の定めるところによる。

○ 国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後のもの。）（抄）  
(事務局)

- 第二十条** 本部に関する事務は、公務員庁において処理する。